

※ 多額の医療費を支払ったり、令和7年中に住宅をローンで購入された場合などで、源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の還付を受ける方は、確定申告が必要です。

※ 確定申告書の作成に当たっては、復興特別所得税の記入漏れのないようご注意ください。

- 税務署の閉庁日（土・日曜・祝日などの休日）は、通常、相談及び受付は行っておりませんが、申告書は、e-Tax による送信又は郵便若しくは信書便による送付又は税務署の時間外収受箱への投函により、提出することができます。

$$\left(\begin{array}{l} \text{令和7年中に} \\ \text{支払った} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金などで} \\ \text{補てんされる} \end{array} \right) \times \left\{ 10 \text{万円} \left(\begin{array}{l} \text{所得の合計額が200万円} \\ \text{までの方は所得の合計額} \\ \text{の5\%} \end{array} \right) \right\} = \begin{array}{l} \text{医療費控除額} \\ \text{(最高200万円)} \end{array}$$

なお、確定申告を行う方は、ふるさと納税ワンストップ特例の申請が無効となるため、ワンストップ特例の申請をした分も含めて寄附金控除額を計算する必要があります。

作成コーナー



詳しくは、国税庁ホームページ「給与情報のマイナポータル連携」特設ページをご確認ください。
※ マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。有効期限や更新手続等の詳細は、こちらをご確認ください。

デジタル庁
公式note